

島根海区漁業調整委員会指示第30-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、定置漁業の保護区域について、次のとおり指示する。

平成30年9月1日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第1号	松江市美保関町美保関早見ヶ鼻地先
定第2号	松江市美保関町七類九島高西ノ浜地先
定第3号	松江市美保関町片江大崎鼻地先
定第4号	松江市美保関町笠浦津ノ和鼻地先
定第5号	松江市島根町野井築島地先
定第6号	松江市島根町野井築島地先
定第7号	松江市島根町多古、多古鼻地先
定第8号	松江市島根町加賀馬島地先
定第9号	松江市鹿島町御津地先
定第10号	松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先
定第11号	出雲市美保町地先
定第12号	出雲市塩津町地先
定第13号	出雲市十六島町水尻地先
定第14号	出雲市大社町杵築西湊原地先
定第15号	出雲市多伎町小田小田西地先
定第31号	大田市温泉津町湯里地先
定第32号	江津市嘉久志町地先
定第33号	浜田市外ノ浦町地先
定第34号	益田市高津町地先

2 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 500メートル 後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 200メートル 沖合 200メートル	網
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 200メートル 後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 150メートル	釣及び延縄

沖合 150メートル	
------------	--

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。